

消防救第 105 号  
令和 6 年 4 月 4 日

各都道府県消防防災主管部(局)長 殿  
各消防本部消防長 殿

消防庁救急企画室長  
(公 印 省 略)

令和 6 年 4 月からの救急搬送困難事案に係る状況調査について（依頼）

これまで、「新型コロナウイルス感染症に伴う救急搬送困難事案に係る状況調査について（依頼）」（令和 2 年 4 月 23 日付け消防救第 103 号消防庁救急企画室長通知。以下「令和 2 年通知」という。）により、調査を実施しているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の位置づけが、「第 5 類感染症」に変更され、本年 3 月末をもって移行期間が終了となり、本年 4 月以降、通常の医療提供体制となることを踏まえて、調査項目の精査等を行いました。

その結果、救急出動件数の増加や救急自動車による現場到着所要時間の延伸等、厳しい状況が続いているため、当面の間、救急搬送困難事案数の調査は継続しますが、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症疑い事案数（内数）の調査は中止とするなど、合理化を図ることといたします。

なお、今回の精査に伴い、令和 2 年通知は廃止します。

調査対象消防本部及び都道府県防災主管部（局）におかれましては、今後の調査にご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

## 記

1 新しい様式（別記様式）での報告の開始時期  
令和 6 年 4 月 8 日（月）

2 調査対象消防本部に実施していただきたい内容

別記様式のファイル内の各項目について必要事項を入力いただき、原則、1 週間に 1 回、各都道府県防災主管部（局）及び消防庁（kyukyukikaku-kyukyurenkei@soumu.go.jp）に提出をお願いいたします。

従前の様式から、新型コロナウイルス感染症疑い事案数（内数）の項目を削除しております。救急搬送困難事案の件数及び救急出動件数を報告いただきますようよろしく願いいたします。

### 3 都道府県防災主管部（局）に実施していただきたい内容

引き続き、貴都道府県内の調査対象消防本部から受ける報告を踏まえ、適宜、貴都道府県衛生主管部（局）や医療機関等の関係者とも情報共有し、貴都道府県における医療提供体制整備の検討等に活用いただくよう、よろしく願いいたします。

なお、このほか、必要に応じて、貴都道府県内の他の消防本部の状況についても現状把握に努め、上記の検討や、地域における搬送受入れ体制の整備・改善など、関係機関における必要な対応策の検討等に活用いただくよう、よろしく願いいたします。

### 4 その他

救急搬送困難事案に係る状況調査の月報告は終了します。

また、救急搬送困難事案数との相関関係が強いと考えられる救急出動件数を、図表に追加で記載し、消防庁ホームページへ掲載させていただきます。

#### （参考）

- 「新型コロナウイルス感染症に伴う救急搬送困難事案に係る状況調査について（依頼）」（令和2年4月23日付け消防庁救急企画室通知）

#### 【問合せ先】

消防庁救急企画室

鈴木理事官、日高係長、田中事務官、後藤事務官

TEL：03-5253-7529（直通）

FAX：03-5253-7532